



# 鳥取県公報

平成 30 年 3 月 13 日 (火)  
第 8 9 8 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (134) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (135) (〃) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (136) (東部福祉保健事務所) . . . . . 3
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (137) (〃) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (138) (〃) . . . . . 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (139) (〃) . . . . . 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (140) (〃) . . . . . 4
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施 (住まいまちづくり課) . . . . . 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 7
	放置車両の確認等に関する事務の委託 (警察本部交通指導課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社大陽堂薬局	倉吉市上井27-1	大陽堂薬局本店	倉吉市上井27-1	居宅療養管理指導	平成30年1月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
株式会社大陽堂薬局	倉吉市上井27-1	大陽堂薬局本店	倉吉市上井27-1	介護予防居宅療養管理指導	平成30年1月1日

## 鳥取県告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマトゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字龍島500	訪問介護	平成29年7月1日
〃	〃	ヘルパーステーショントマトとっとり	鳥取市千代水四丁目68	〃	平成29年9月30日
特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町曳田117-1	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町曳田117-1	〃	平成29年10月31日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	境港市米川町44	鳥取県済生会介護療養型老人保健施設サテライトはまかぜ	境港市米川町44	通所リハビリテーション	平成29年12月31日

株式会社エル フィス	米子市両三柳 193-3	ほのぼのエルル両三 柳	米子市両三柳193 -3	認知症対応型通 所介護	平成29年5 月31日
---------------	-----------------	----------------	-----------------	----------------	----------------

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町 北条島366-7	ヘルパーステーション トマトゆりはま	東伯郡湯梨浜町 大字龍島500	介護予防訪問介 護	平成29年7 月1日
〃	〃	ヘルパーステーション トマトとっとり	鳥取市千代水四 丁目68	〃	平成29年9 月30日
特定非営利活 動法人はあと &はんど	鳥取市河原町 曳田117-1	特定非営利活動法人 はあと&はんど	鳥取市河原町曳 田117-1	〃	平成29年10 月31日
株式会社スカ イム・イレブン	鳥取市吉岡温 泉町168-1	デイサービスセンタ ー天然温泉ほんわ館	鳥取市吉岡温泉 町168-1	介護予防通所介 護	平成29年8 月31日
株式会社キリ ンの里	鳥取市松並町 一丁目144-6	デイサービスセンタ ーキノの里もちが せ	鳥取市用瀬町別 府357-16	〃	平成29年12 月10日
鳥取中央農業 協同組合	倉吉市越殿町 1409	J A鳥取中央福祉セ ンターひだまり デ イサービスひだまり	倉吉市上福田522 -3	〃	平成29年12 月31日
社会福祉法人 恩賜財団済生 会支部鳥取県 済生会	境港市米川町 44	鳥取県済生会介護療 養型老人保健施設サ テライトはまかぜ	境港市米川町44	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	〃
株式会社エル フィス	米子市両三柳 193-3	ほのぼのエルル両三 柳	米子市両三柳193 -3	介護予防認知症 対応型通所介護	平成29年5 月31日

## 3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
株式会社メディ コープとっとり	鳥取市末広温泉町203	株式会社メディコー プとっとり 居宅介護支 援事業所倉吉	倉吉市福庭町一丁目 255	平成29年7 月31日
特定非営利活動法 人はあと&はんど	鳥取市河原町曳田117-1	特定非営利活動法人は あと&はんど	鳥取市河原町曳田 117-1	平成29年10 月31日

## 鳥取県告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社クリ エイト	ヘルパーステー ションこすもす	鳥取市大杵206- 2	平成30年2月 27日	平成30年3月 31日	訪問介護

**鳥取県告示第137号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
パナソニックエイジフリー株式会社	パナソニックエイジフリーケアセンター鳥取松並・ケアマネジメント	鳥取市松並町二丁目134	平成30年2月26日	平成30年2月15日

**鳥取県告示第138号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社クリエイト	ヘルパーステーションこすもす	鳥取市大杵206-2	平成30年2月27日	平成30年3月31日	介護予防訪問介護
〃	フィットネスデイこすもす鳥取東	鳥取市大杵208-1	〃	〃	介護予防通所介護

**鳥取県告示第139号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
フルール合同会社	鳥取市南吉方一丁目28-3	フルール	鳥取市安長82-3	就労継続支援B型	平成30年3月15日

**鳥取県告示第140号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月13日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社プレマスペース	鳥取市田園町三丁目335-2	ぱにーに	鳥取市田園町三丁目335-2	就労移行支援	平成30年3月19日

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成30年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 試験の日時

#### (1) 二級建築士試験

##### ア 学科の試験

平成30年7月1日（日）午前10時から午後5時10分まで

##### イ 設計製図の試験

平成30年9月9日（日）午前11時から午後4時まで

#### (2) 木造建築士試験

##### ア 学科の試験

平成30年7月22日（日）午前10時から午後5時10分まで

##### イ 設計製図の試験

平成30年10月14日（日）午前11時から午後4時まで

### 2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

### 3 試験の内容

#### (1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

#### (2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

### 4 受験申込手続

#### (1) 持参による受験申込み

##### ア 受付期間及び場所

(ア) 平成30年4月19日（木）から同月23日（月）までの午前10時から午後5時まで

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

(イ) 平成30年4月19日（木）及び同月20日（金）の午前10時から午後5時まで

米子コンベンションセンター第1会議室（会議棟3階） 米子市末広町294

##### イ 申込方法

受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。

#### (2) 郵送による受験申込み

二級建築士試験若しくは木造建築士試験を受けたことがある者で同一の試験を受けようとするもの又は

(1)の受付場所から遠方に居住する等で直接申込みができない事情がある者は、(1)のほか、郵送による受験申込みを行うことができる。

ア 提出書類

(ア) 平成29年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は可否の通知書

(イ) 住民票又は直接申込みができない事情を勤務先が証明した書面

イ 受付期間

平成30年4月2日(月)から同月16日(月)まで

なお、平成30年4月16日(月)までの消印があるものだけに限り受け付ける。

ウ 申込方法及び申込先

受験申込書にアの必要書類を添付して、簡易書留により次の宛先に郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(3) インターネットによる受験申込み

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものは、(1)のほか、インターネットによる受験申込みを行うことができる。

ア 受付期間

平成30年4月9日(月)午前10時から同月16日(月)午後4時まで

イ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

5 合格者の発表及び可否の通知

平成30年12月6日(木)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月21日(火)(予定)に、木造建築士試験は同年9月4日(火)(予定)に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成30年4月2日(月)から同年4月23日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)に配布する。

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

鳥取県建築士会中部支部 倉吉市米田町877-1 (有限会社エイ・ディ・エム設計研究室内)

鳥取県建築士会西部支部 米子市新開6-13-29 (株式会社堀尾建築設計事務所内)

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糺町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成30年6月6日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(3) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の定めるところにより所要の手数料を徴収する。なお、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(4) 問合せ先

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195 電話0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課(電話03-6261-3310)にその旨を申し出ること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年3月13日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成30年4月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認等に関する事務（以下「確認事務」という。）を次の放置車両確認機関に委託したので、同法第51条の12第1項の規定により公告する。

平成30年3月13日

鳥取警察署長 松 岡 則 之

1 放置車両確認機関の名称

富士総合警備保障株式会社

2 主たる事務所の所在地

鳥取市商栄町405-1

3 確認事務を行う区域

鳥取警察署の管轄区域

4 確認事務を行う期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで